

LINE Pay 決済サービス利用規約

この「LINE Pay 決済サービス利用規約」（以下、「LINE Pay 決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、LINE Pay 決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供する LINE Pay 決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、LINE Pay 決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第 1 条（決済事業者）

LINE Pay 決済規約における、基本規約第 1 条（用語の定義）第 9 号の決済事業者とは、乙が甲の代理人として、LINE Pay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約を乙と締結した LINE Pay 株式会社（以下、「LINE Pay」といいます。）をいうものとします。

第 2 条（LINE Pay 決済サービスに関する規約）

1. 甲は LINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、LINE Pay が定める以下規約を確認し、かつ、同意するものとします。
 - (1) LINE Cash 加盟店規約
 - (2) LINE Money 出店規約
 - (3) 包括代理加盟店経由加盟店契約特約
 - (4) プライバシーポリシー
2. 前項の規約と、本契約の条項（LINE Pay 決済規約を含みます。）が矛盾・抵触する場合には、前項の規約が優先するものとします。
3. 甲は本条第 1 項の規約が改訂される可能性があり、改訂時には規約に定める手続き・条件に従い更改がなされること、および乙または LINE Pay により新たな規約が定められる可能性があり、当該規約への同意が LINE Pay 決済サービス継続の条件となる可能性があることを予め承諾するものとします。

第 3 条（用語の定義）

1. LINE Pay 決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - (1) 「LINE Pay 決済サービス」とは、LINE pay が提供する「LINE Cash による代金決済サービス」および「LINE Money」ならびに「LINE Pay ライト」による代金決済サービスの総称をいいます。
 - (2) 「LINE Pay 規約」とは、第 2 条（LINE Pay 決済サービスに関する規約）第 1 項において定める各規約の総称をいいます。なお、LINE Pay 規約が修正された場合は当該変更後の LINE Pay 規約を、新たな LINE Pay 規約が追加された場合は当然に当該新規約を含むものとします。
 - (3) 「LINE Pay 加盟店契約」とは、LINE Pay と甲との間で締結される LINE Cash 加盟店規約における加盟店契約、LINE Money 出店規約における出店契約、その他 LINE Pay 規約に基づき LINE Pay と甲との間に成立する契約のいずれかまたは全部をいいます。
 - (4) 「LINE Pay 加盟店」とは、LINE Cash 加盟店規約における加盟店および/または LINE Money 出店規約における出店者における加盟店をいいます。
 - (5) 「利用者」とは、顧客のうち、ショップにおける甲との取引において、本契約に基づき甲が提供する LINE Pay 決済サービスの利用を希望する者をいいます。
2. LINE Pay 決済規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、LINE Pay 決済規約における条項番号を指定しているものとします。

第 4 条（包括代理権の授権）

1. 甲は、LINE Pay 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、乙が甲を包括的に代理する権限を授権することに同意するものとします。
 - (1) LINE Pay に対する、LINE Pay 決済サービス利用の申込み行為

- (2) LINE Pay 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) LINE Pay に対する一切の各種届出、報告、申請行為
 - (4) LINE Pay に対する売上請求および売上請求の取消請求に関する一切の事項
 - (5) LINE Pay に対する売上債権の譲渡および売上債権の買戻しに関する一切の事項
 - (6) LINE Pay 決済サービスにより決済された売上金の受領に関する一切の事項
 - (7) LINE Pay に対する一切の通知、審査依頼および同社からの通知の受領
 - (8) その他、甲が LINE Pay 決済サービスを利用するために必要な一切の行為
 - (9) その他別途、甲および乙が合意した事項
2. 甲は、本契約の有効期間中、乙の書面による事前の同意なく、甲が乙に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
 3. 甲は、甲が乙に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が甲の代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人としてかかる行為を行わないことに合意するものとします。
 4. 甲は、前項にかかわらず、LINE Pay が甲または乙のいずれに対しても、LINE Pay 加盟店契約の当事者としての LINE Pay の行為を行うことができることに合意するものとします。

第5条（申込み）

1. 甲は LINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合、LINE Pay 規約に同意の上、別途乙または LINE Pay が定める LINE Pay 加盟店申込書を乙に提出しなければならないものとします。
2. 乙が甲からの申込みを LINE Pay に連携し、LINE Pay から申込みに対する承諾を得た場合、当該承諾の時点で LINE Pay と甲との間で LINE Pay 加盟店契約が成立するものとします。
3. 乙は前項に係る承諾を得た場合、速やかに甲へ通知するものとします。
4. 甲は、乙の要請に基づき、乙および LINE Pay が LINE Pay 加盟店審査を実施するために必要な書類を、本条第1項の LINE Pay 加盟店申込書とともに乙に提出するものとします。
5. 甲は、乙または LINE Pay が LINE Pay 加盟店申請をするためのウェブサイト等を準備した場合、本条第1項記載の LINE Pay 加盟店申込書の提出に代わり、当該ウェブサイト等を経由した申込みを行うものとします。
6. 甲は乙が求める場合、速やかに以下の各号に定める事項を乙が指示する方法により届け出るものとします。ただし、乙はすでに他の本件決済サービス利用のために情報を得ている場合は、当該情報を用いることができるものとします。
 - (1) 甲の商号
 - (2) 甲の代表者氏名
 - (3) 甲の所在地
 - (4) 甲の連絡先電話番号
 - (5) 甲の担当者
 - (6) その他、乙または LINE Pay が審査または LINE Pay 決済サービスの継続提供のために必要と判断する事項
7. 甲は、前項で乙に届け出た内容に変更が生じたときは、乙指定の方法により、遅滞なく乙に届け出るものとします。

第6条（決済）

1. 乙は、利用者が取扱商品を購入する際、支払方法として LINE Pay 決済サービスを選択した場合に、当該取引にかかる情報のうち、LINE Pay 所定の決済データを LINE Pay のサーバーに引き継ぎ、LINE Pay より決済可否を得た上で、甲に対し回答を行うものとします。
2. 甲は、前項により乙から決済可能の回答を得た後、取扱商品を利用者に提供した場合は、乙所定の方法により、乙に対して売上確定情報を提出しなければならないものとします。

第7条（商品代金）

1. LINE Pay 決済サービスを利用した商品代金は、乙が LINE Pay から受領し、決済手数料を控除した上で甲に支払う

ものとします。

2. 前項の商品代金について、利用者が甲から取扱商品を購入する際に支払方法として LINE ポイントまたは LINE Pay ボーナスを利用した場合は、1 ポイント＝1 円、1 LINE Pay ボーナス＝1 円として換算のうえ、LINE Pay が甲に支払う精算金が含まれるものとします。なお、LINE Pay は、LINE ポイントに係る精算金について、当該精算金の支払時において甲が別途 LINE Pay との間で締結した契約に基づき LINE Pay に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができるものとします。
3. 甲は、LINE Pay の甲に対する商品代金の支払義務は、LINE Pay が乙に商品代金の全額を支払った時点で履行されたものと見なされ確定的に消滅することにつき、予め承諾します。

第 8 条（支払の停止・返還・留保等）

1. 甲は、LINE Pay が LINE Pay 規約に基づき行う調査について合理的な協力を行うものとし、当該調査が完了するまで、乙が当該調査対象となる商品代金にかかる基本規約第 32 条（本件サービス料金および商品代金の精算）に基づく商品代金の支払を留保または拒絶できることを承諾します。
2. 利用者と甲との間の取扱商品の取引が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該取引に係る商品代金相当額（以下、「チャージバック金額」といいます。）は、基本規約第 32 条（本件決済サービス料金および商品代金の精算）に規定する乙から甲への支払の対象とはなりません。乙がチャージバック金額を基本規約第 32 条（本件決済サービス料金および商品代金の精算）に基づいて甲に支払済みの場合、乙は、支払済みのチャージバック金額の返還を求め、または、次回以降に甲に対して支払う金額からチャージバック金額を差し引くことができるものとします。
 - (1) 甲における取引の内容が正当でない、または不実である場合
 - (2) 利用者から自己の利用による取引ではない旨の申し入れが甲または乙に対して行われた場合
 - (3) 原因となる取引に関する利用者と甲との紛議等が、当該取引を行った日より 60 日を経過しても解消しなかった場合
 - (4) 甲における取引が本契約、LINE Pay 規約、その他法令の規定に違反して行われたものである場合
 - (5) 前項に基づいて行われる調査について、甲が合理的と認められる協力を行わない場合
 - (6) 利用者と甲との間の取扱商品の取引について、当該取引日から 30 日以内に LINE Pay 所定の方法によって取消または解除が行われた場合
 - (7) 前各号の他、LINE Pay が合理的理由を示して、甲に対し、支払の停止を通知、または支払済みのチャージバック金額の返還を求めた場合
3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、乙は、当該事由が解消するまでの間、甲に対する基本規約第 32 条（本件決済サービス料金および商品代金の精算）に基づく支払を留保または拒絶できるものとします。
 - (1) 利用者と甲との間で紛議等が発生する可能性があるとして乙が合理的に判断した場合
 - (2) 利用者と甲との間の取扱商品の取引について、前項各号のいずれかに該当する疑いがあると乙が認めた場合
 - (3) 甲が LINE Pay 規約に掲げる解除事由のいずれかに該当する場合

第 9 条（遵守）

甲は LINE Pay 決済サービスを利用する場合には、以下各号を遵守しなければならないものとします。

- (1) 利用者との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に利用者が不利にならないように取り計らい、甲または乙が利用者に対し責任を取り得ない範囲について、利用者が理解できるよう取扱商品の販売ページ等適切な場所に明示すること。
- (2) 利用者からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口寄せられた苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行うこと。
- (3) 乙から LINE Pay 加盟店契約の遵守状況、ショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行うこと。
- (4) 甲の責めに帰する事由により、利用者から LINE Pay 決済サービスの利用に関して苦情その他の申立てがあった場合には、甲の責任において解決するものとし、乙または LINE Pay に一切の迷惑をかけないこと。

第 10 条（責任）

甲は、本契約または LINE Pay 加盟店契約に対する違反によって乙、LINE Pay、LINE Pay 決済サービスを利用する他の LINE Pay 加盟店、または利用者に損害を与えた場合には、その一切の損害（合理的な弁護士費用を含みますが、それに限られません。）を賠償する責任を負うものとします。

（以下余白）

【規約制定】2018 年 6 月 1 日

【規約改定】2018 年 10 月 24 日

【規約改定】2019 年 9 月 18 日

【規約改定】2022 年 5 月 30 日

【規約改定】2023 年 8 月 23 日